

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、投資企業の例外の適用に関する IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号および IAS 第 28 号の修正を公表

目次

- ・ **なぜ本修正が公表されたか**
- ・ **本修正によって導入された変更は何か**
- ・ **修正された要求事項はいつ適用されるか**

要点

- ・ 投資企業がすべての子会社を公正価値で測定する場合でも、中間親会社の連結財務諸表の作成の免除は、投資企業の子会社である親会社にとって利用可能である。関連会社および共同支配企業に対する持分を保有する子会社である企業が持分法を適用することの免除についても、IAS 第 28 号の結果的修正が行われている。
- ・ IASB は、投資企業に対する当該投資企業の投資活動に関連するサービスを提供する子会社を連結する要求事項は、自身が投資企業ではない子会社にのみ適用されることを明確にした。
- ・ 投資企業である関連会社または共同支配企業に持分法を適用する際に、投資者は、当該関連会社または共同支配企業がその子会社に使用した公正価値測定を維持することができる。
- ・ IASB は、すべての子会社を公正価値で測定する投資企業は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」で要求される開示を提供すべきであることを明確にした。
- ・ 本修正は遡及適用が要求され、2016 年 1 月 1 日以後開始する期間に発効し、早期適用は認められる。

本 IFRS in Focus は、投資企業の連結の例外の適用に関連する IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」および IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の修正を要約したものである。

なぜ本修正が公表されたか

本修正は、IFRS 解釈指針委員会 (IFRS IC) に要望書が提出された 3 つの論点の成果である。委員会は、これらの論点を議論した後、IASB に対して IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号および IAS 第 28 号の狭い範囲の修正として本論点に対処することを提案した。

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasblus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本修正によって導入された変更は何か

連結財務諸表の作成の免除

IFRS 第 10 号は、その最上位の親会社または中間親会社が、IFRS に準拠した公表用の連結財務諸表を作成する親会社に、連結財務諸表の作成の免除を提供している。

本修正は、投資企業が IFRS 第 10 号に従い公正価値でその子会社を測定する場合でも、連結財務諸表の作成の免除は、投資企業の子会社である親会社にとって利用可能であることを確認する。本決定は、費用対効果の検討と、投資企業である親会社は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」および IFRS 第 13 号「公正価値測定」に従った開示を提供することが求められるという事実に基づくものである。

投資者が投資企業の子会社である場合には、当該投資企業である親会社がすべての子会社を公正価値で測定する場合であっても、関連会社または共同支配企業に対する投資者に持分法適用の免除が利用可能であることを確認するために、IAS 第 28 号の結果的修正が行われている。

投資企業である親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IFRS 第 10 号は、投資企業に子会社に対する投資を公正価値で測定することを要求している。しかし、この要求事項の例外として、子会社が投資関連サービスまたは投資関連活動を投資企業に提供する場合には、当該子会社を連結しなければならない。

本修正は、当該例外が、自身が投資企業ではなく、投資企業である親会社の投資活動に関連するサービスおよび活動の提供を主な目的とする子会社にのみ適用されることを明確にする。それ以外のすべての投資企業の子会社は公正価値で測定されなければならない。

見解

IASB は、結論の根拠において、この明確化は、投資企業に、投資企業である子会社を含め、すべての子会社を公正価値で測定することを求める要求事項と整合していると説明する。

IASB の見解では、この明確化は、主な目的が投資企業である親会社の中心となる投資活動をサポートするか、または補助するサービスを提供することである子会社を連結することを求める要求事項とも整合している。子会社が投資企業である場合、そのようなサービスが主な活動でないことは明確である。なぜなら、そのようなサービスが主な活動であれば、投資企業の定義に合致しないためである。

投資企業ではない投資者による投資企業である投資先への持分法の適用

持分法を適用する際に、IAS 第 28 号は、企業の会計方針と異なる場合には、関連会社または共同支配企業の会計方針を修正することを要求する。

投資企業である関連会社および共同支配企業が子会社に対する持分について適用した公正価値測定を企業が維持することを認めるように、IAS 第 28 号が修正された。

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正

IFRS 第 12 号は、企業の個別財務諸表には適用されないことを規定している。

IFRS 第 12 号の修正は、すべての子会社を公正価値で測定する投資企業は、投資企業に関連する IFRS 第 12 号の開示を提供しなければならないことを明確にした。

見解

IASB は、IFRS 第 12 号は個別財務諸表には適用されないことを規定しているが、投資企業への IFRS 第 12 号の適用可能性についてはこれまで規定していなかったことに言及した。IASB は、この範囲除外は、すべての子会社を公正価値で測定する投資企業である親会社の財務諸表には適用されないことを明確化することを決定した。

修正された要求事項はいつ適用されるか

本修正は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、遡及的に適用される。早期適用は認められる。企業が本修正を早期適用する場合には、その旨を記述しなければならない。

企業は、本修正の適用開始日の直前の事業年度についてのみ IAS 第 8 号 28 項(f)で要求されている情報を表示することが要求されている。当該情報を当期またはより古い比較対象期間について表示することは認められるが要求はされない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。